

太陽光・風力発電施設の設置 には事業計画の届出が必要です

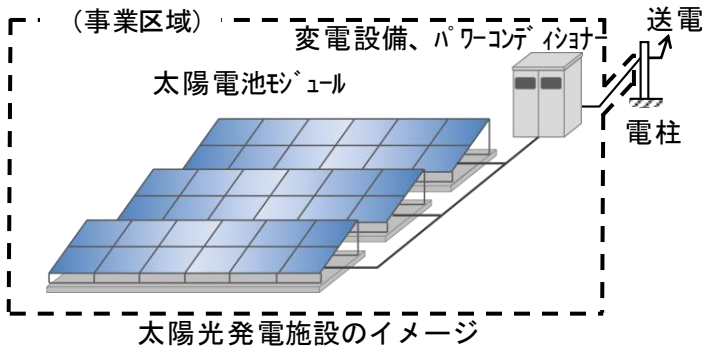
- ※ 建築物の屋上等に設置される施設は除きます。
- ※ 工事着手の60日前までに届出を行う必要があります。
- ※ 施設の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合があります。

【届出の対象となる施設】

太陽光発電施設

事業区域の面積が5,000㎡以上※

※ たつの市、小野市、三田市、朝来市、多可町の区域については1,000㎡以上



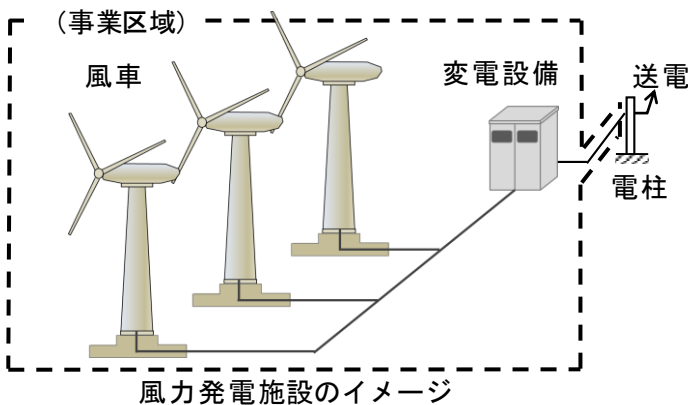
太陽光発電施設の設置例

風力発電施設

（平成30年10月29日から対象）

出力が1,500kW以上（特別地域※では500kW以上）

※ 環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる特別地域



風力発電施設の設置例

令和2年4月1日から太陽光発電施設の設置に際し、環境アセス手続又は自然環境調査が必要となります。また、事業計画の届出時に調査報告書等の添付が必要となります。

※ 詳細は県水大気課（078-362-9086）へお問い合わせください。

1 条例制定の背景・目的

- ・ 県では、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進しているところですが、建築基準法、都市計画法等の適用を受けない太陽光及び風力発電施設については、様々な問題等が顕在化しています。

<太陽光・風力発電施設に関する問題等>

- 景観・眺望の阻害
- 騒音・振動
- 土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
- 設置計画の近隣への説明不足
- 風車による周辺の自然環境への影響 等

- ・ 太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、設置等に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に条例を制定しました。

2 太陽光発電施設等の設置等に関する基準（施設基準）

① 景観との調和及び緑地の保全に関する事項

斜面地や山頂部等の景観への配慮
法面の緑化や隣接地への遮蔽措置
色彩・材料の配慮
緑地の保全

- ◎ 反射光への配慮
- ▽ 照明（サーチライトを含む） 等

② 防災上の措置に関する事項

地盤の安定性・勾配
擁壁の設置・構造
法面の構造・保護
排水施設・調整池の設置
設置不適地 等

③ 安全性の確保に関する事項

構造耐力上主要な部分の耐久性
地盤への定着

- ◎ 太陽電池モジュールの脱落等の防止
- ▽ 風車の構造上の安全性 等

④ 廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の廃棄物の処理
景観・防災上の措置 等

⑤ その他の事項

適切な保守点検・維持管理
動植物の保全* 等

◎：太陽光発電施設のみに係る基準 ▽：風力発電施設のみに係る基準

※ 令和2年4月1日から、太陽光発電施設については「環境影響評価に関する条例」、「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」により、環境アセス手続又は動植物に関する自然環境調査が必要となるため基準に追加。

3 住民との調整

- ・ 事業計画の届出の前に、以下の全ての**近隣関係者への説明**が必要です。

- ① 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
- ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ③ 地元自治会等に所属する関係住民
- ④ その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

4 届出対象

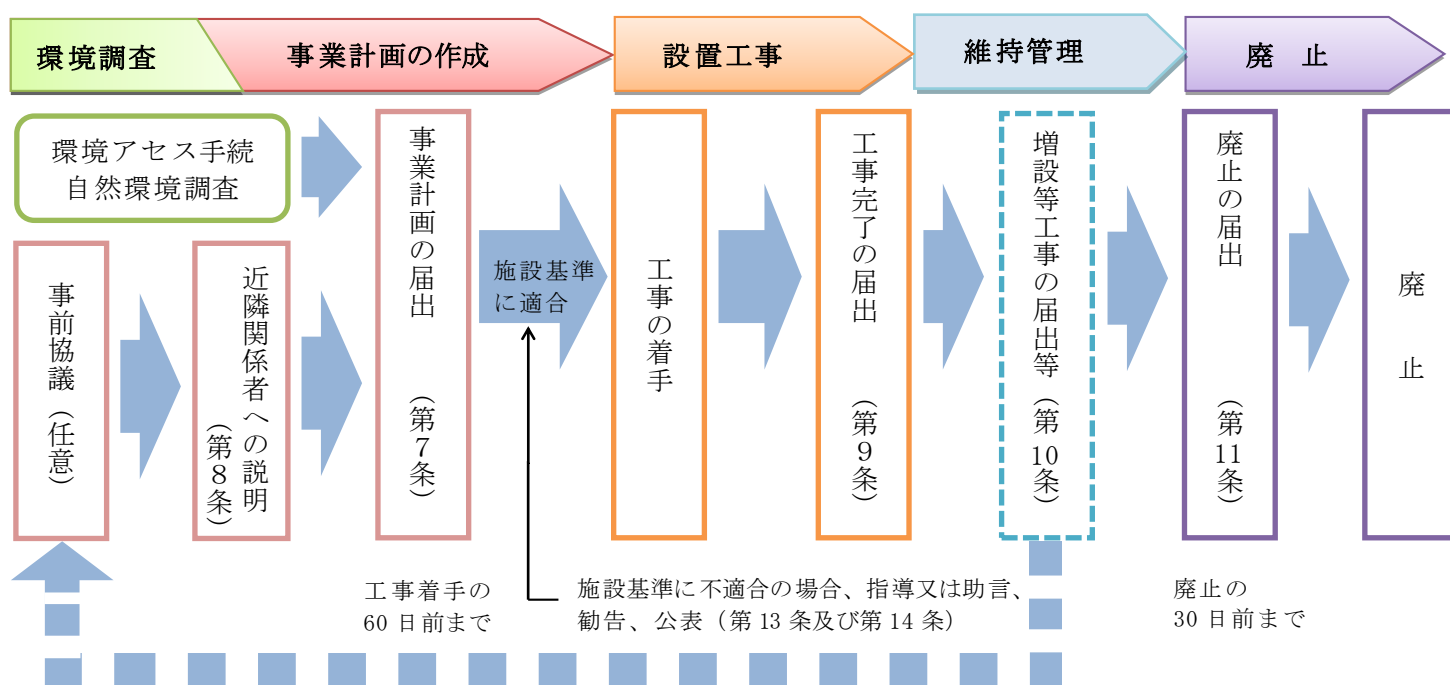
区分	設置する区域	届出の対象となる設置工事等 ^{※1}
太陽光発電施設	たつの市、小野市、三田市(市街化区域)、朝来市、多可町の区域	事業区域の面積が 1,000 m ² 以上
	上記以外の区域(神戸市及び三田市市街化調整区域を除く ^{※2})	事業区域の面積が 5,000 m ² 以上
風力発電施設	県下全域	出力が 1,500kW 以上 (特別地域 ^{※3} は 500kW 以上)

※1 設置工事等とは、設置工事及び増設等工事(一定規模以上の増設、改造、事業区域の拡張等)をいい、これらの工事に伴う樹木の伐採や造成工事も含みます。

※2 神戸市及び三田市(市街化調整区域)の区域は届出不要ですが、別途、市の条例に基づく手続きが必要です。

※3 自然環境など特に保全すべき地域(環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる地域)

5 設置工事等の届出等の標準的な流れ



6 報告の徴収等

報告の徴収

条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告を求め、必要に応じて、指導等を行うことができます。

指導又は助言

事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合は、指導又は助言を行うことができます。

勧告及び公表

上記の指導に正当な理由なく従わない場合、勧告及び公表を行うことができます。

罰則

事業計画の届出等をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、5万円以下の罰金に処します。

7 届出の提出窓口及び相談窓口

【届出の提出窓口】 太陽光発電施設等を設置する事業区域の所在地の市町窓口へ提出してください。

市 町	提出窓口	電話番号
★ 神戸市	都市局 都市計画課	078-595-6710
姫路市	都市局 まちづくり推進部 まちづくり指導課 盛土規制担当	079-221-2495
尼崎市	経済環境局 環境部 環境創造課	06-6489-6301
明石市	都市局 住宅・建築室 開発審査課 市民生活局 環境室 環境創造課	078-918-5087 078-918-5786
西宮市	環境局 環境総括室 環境企画課	0798-35-3397
洲本市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-24-7611
芦屋市	都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 開発指導係	0797-38-2071
伊丹市	都市活力部 都市整備室 都市計画課	072-784-8066
相生市	市民生活部 環境課 環境政策係	0791-23-7131
豊岡市	都市整備部 都市整備課 景観政策係	0796-23-1712
加古川市	都市計画部 まちづくり指導課 開発指導係	079-427-9261
★ たつの市	市民生活部 環境課 生活環境係	0791-64-3150
赤穂市	市民部 環境課 環境係	0791-43-6821
西脇市	建設水道部 住宅政策課 建築担当	0795-22-3111
宝塚市	環境部 環境室 地域エネルギー課	0797-77-2361
三木市	都市整備部 建築住宅課 指導係	0794-82-2000
高砂市	都市創造部 都市住宅室 都市政策課	079-443-9033
川西市	都市政策部 建築指導課	072-740-1204
★ 小野市	地域振興部 まちづくり課 都市整備係	0794-63-1884
★ 三田市	まちの再生部 環境共生室 里山のまちづくり課	079-559-5226
加西市	建設部 建築課 建築係	0790-42-8757
丹波篠山市	まちづくり部 地域計画課 景観室	079-552-1118
養父市	まち整備部 土地利用未来課 土地利用・建築グループ	079-664-1410
丹波市	建設部 都市住宅課 都市計画係	0795-74-2364
南あわじ市	産業建設部 都市政策室	0799-43-5227
★ 朝来市	都市整備部 都市政策課	079-672-6127
淡路市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-64-2533
宍粟市	産業部 森林環境課 環境企画係	0790-63-3065
加東市	市民協働部 生活環境課 環境政策係	0795-43-0502
猪名川町	まちづくり部 都市政策課 都市計画担当	072-766-8704
★ 多可町	生活安全課	0795-32-4777
稲美町	地域整備部 都市計画課 都市計画係	079-492-9143
播磨町	都市基盤部 都市計画課 建築土地利用係	079-435-2366
神河町	建設課	0790-34-0964
市川町	住民環境課	0790-26-1011
福崎町	まちづくり課 都市計画係	0790-22-0560
太子町	経済建設部 まちづくり課 建築係	079-277-5992
上郡町	建設課 まちづくり係	0791-52-1117
佐用町	建設課 道路河川管理室 計画推進係	0790-82-2019
香美町	建設課 建設管理係	0796-36-1961
新温泉町	企画課 DX・情報推進係	0796-82-5624

【相談・問合せ窓口】

太陽光発電施設で★印の市町の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各市町の窓口
太陽光発電施設で上記以外の区域、風力発電施設・・・・・・・・兵庫県建築指導課開発指導班

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階
TEL:078-362-3646 FAX:078-362-4456

※詳細はHP (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>) をご覧ください。

